

□「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の条件として、**令和4年1月1日(土)宿泊・旅行分から、旅行者全員が、ワクチン接種歴またはPCR検査等で陰性であることを提示・確認することが必要となります。**

■対象

旅行者全員

※12歳未満の子どもは同居の監護者が同伴する場合は不要

ただし、自粛要請の対象となる場合(まん延防止等重点処置地域における県またぎ移動が該当)にあたっては、6歳以上～12歳未満の子どもは検査が必要

※学校等の活動に係る宿泊や旅行(修学旅行等)は不要

■確認方法

- ・宿泊商品：宿泊施設へのチェックイン時(OTA予約の場合も同様)
- ・旅行商品：旅行予約時or旅行出発時

■確認書類

・以下のいずれかを提示しなければならない

- ①ワクチンを2回接種後2週間経過していること(予防接種済証等)
- ②宿泊時または旅行時の3日前にPCR検査等を受けていること(検査結果通知書等)

※予防接種済証はコピーや写真、検査結果通知書等はメール結果通知の提示可。

予防接種済証等を宿泊時または旅行時に提示・確認できない場合、割引等が受けられません。

※PCR検査等の検査費用は、利用者負担

京都府において、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方等を対象としたPCR検査等を無料で実施しております。
詳しくは京都府ホームページの「無症状者に係る無料検査について

(http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_muryokensa.html)をご確認ください。

□令和3年12月31日(金)から連泊して宿泊する場合、令和4年1月1日(土)からワクチン・検査パッケージの確認が必要となります。※予約販売日が令和3年12月17日以降のものが割引対象です

■令和3年12月31日(金)から連泊する場合

令和3年	令和4年	
12月31日(金) <1泊目>	1月1日(土) <2泊目>	1月2日(日) <3泊目>
<利用条件> ①本人確認	<利用条件> ①本人確認 ⇒12月31日に確認済のため 再提示不要 ②ワクチン接種歴またはPCR検査 等で陰性であることを確認 ⇒令和4年1月1日に確認	<利用条件> ①本人確認 ⇒12月31日に確認済のため 再提示不要 ②ワクチン接種歴またはPCR検査 等で陰性であることを確認 ⇒令和4年1月1日に確認済 のため再提示不要

※本人確認書類：運転免許証、健康保険証 等

※OTA経由の予約や旅行商品の場合も同じ

ワクチン接種歴の経過日及びPCR検査等・抗原定性検査の有効期限をご確認ください。

参考：適用可能日一覧

■ワクチン接種歴

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書のいずれかにて証明で、2回接種日から14日以上経過

【例】1/10にワクチン2回目接種 → 1/24から宿泊可能です。

経過日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26
	2回目 接種	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	宿泊 ×	以降宿泊 可能です			

■PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)

⇒ 宿泊当日の3日前以降に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

■抗原定性検査

⇒ 宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

【例】1/24に宿泊する場合

	経過日	3	2	1	宿泊日		
検体採取日	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
PCR検査等	← 検査結果陰性【対象外】 →			← 検査結果陰性【対象】 →			
抗原定性検査	← 検査結果陰性【対象外】 →					← 検査結果陰性【対象】 →	